

議会による行政評価（事務事業評価）要綱

（目的）

まちづくり基本条例第20条第2項の規定により、施策や個々の事務事業が効率よく、また効果的に行われているかを検証する「行政評価」を、決算審査特別委員会において、議会基本条例第10条第2項で規定している議会による行政評価・事務事業評価の場と位置づけ、それぞれの事務事業について議会側の評価を示し、議会としてのチェック機能を強化するとともに、併せて翌年度の予算へ反映させる。

（評価対象）

町長部局の事務事業評価（別冊7）44件及び教育委員会部局の事務事業評価（別冊8）27件を評価対象とする。

（評価方法）

平成27年度以降は「評価点数ではなく、行政で評価した内容と議員が認識している評価対象事業の内容を総合的に判断し、4段階の評価とする」としていることから、次の4段階の評価とする。

- 「◎」 十分評価できる
- 「○」 概ね評価できる
- 「△」 やや不足
- 「▲」 不足

（個人評価様式）

行政評価（事務事業評価）個人表による（様式1）